



WAY通信 <前向きな息吹きをしよう！>

医療費控除とはどのようなものか？

自己又は自己と生計をともにする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、一定の金額の所得控除を受けることができます。

これを医療費控除といいます。

また、この控除に関する手続き(申告)は、3月15日(月)までに所轄の税務署で行わなければなりません。

今回のWAY通信では、医療費控除について解説します。

1. 医療費控除の対象となる要件

納税する人が自己又は自己と生計をともにする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。

今回の控除手続きは、2009年1月1日～2009年12月31日までの間に支払った医療費であること。

2. 医療費控除の対象となる金額



医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額(最高で200万円)になります。

$$\text{実際に支払った医療費の合計額} - \text{の金額} - \text{の金額}$$

— 保険金などで補てんされる金額

(例) 生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など。

(注) 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引けません。

— 10万円 ^{注1}

(注) その年の 総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等5%の金額になります。

注1: 「総所得金額等」とは、純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

CONTENTS

1. 医療費控除の対象となる要件
2. 医療費控除の対象となる金額
3. 控除を受けるための手続き
4. 医療費控除に関する情報について

福利厚生施設紹介

四国の契約宿泊施設
【エクシブ鳴門】



【部屋構成・価格】

スタンダード: ¥11,500
(温泉大浴場完備)
1泊1部屋当たりの
価格です。(5名定員)

申込は、組合H.P「福利厚生施設の案内」よりPDF版申込書をプリントアウトの上、必要事項を記入し、FAXで組合事務所へお申込ください。

3. 控除を受けるための手続き

医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を所轄税務署に対して提出してください。

医療費の支出を証明する書類、例えば領収書などについては、確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示してください。

また、給与所得のある方は、このほかに給与所得の源泉徴収票(原本)も添付してください。

A. 医療費控除の対象となる医療費 (医療費控除の対象となる医療費は、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額となっています。)

1. 医師又は歯科医師による診療又は治療費(ただし、健康診断の費用や医師等に対する謝礼金などは原則として含まれません。)
2. 治療又は療養に必要な医薬品の購入費(ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は医療費となりません。)
3. 病院、診療所、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価
4. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術費(ただし、疲れを癒したり、体調を整えるといった治療に直接関係のないものは含まれません。)
5. 保健師、看護師、准看護師又は特に依頼した人による療養上の世話の対価(この中には、家政婦さんに病人の付添いを頼んだ場合の療養上の世話に対する対価も含まれますが、所定の料金以外の心付けなどは除かれます。また、家族や親類縁者に付添いを頼んで付添料の名目でお金を支払っても、医療費控除の対象となる医療費になりません。)



B. 医療費控除の対象となる出産費用の判断例

1. 妊娠と診断されてからの定期検診や検査などの費用、また、通院費用は医療費控除の対象になります。
2. 出産で入院するときにタクシーを利用した場合、そのタクシー代は医療費控除の対象となります。それは、入院が出産という緊急時のため、通常交通手段によることが困難だからです。
(注) 実家を出産するために実家に帰省する交通費は医療費控除の対象にはなりません。
3. 入院に際し、寝巻きや洗面具など身の回り品を購入した費用は医療費控除の対象になりません
4. 入院中は病院で支給される食事を摂ることからこの食費は、入院代に含まれますので医療費控除の対象になります。

出産については、健康保険組合や共済組合などから出産育児一時金や家族出産育児一時金又は、出産費や配偶者出産費などが支給されますので、その金額は医療費控除の額を計算する際に医療費から差し引かなければなりません。

4. 医療費控除に関する情報について

下記のサイトにて詳しく案内されています。ぜひご覧ください。

おすすめ 国税庁ホームページ

No.1120 医療費を支払ったとき(医療費控除) <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1120.htm>

民間サイト 医療費控除の解説 <http://www.iryohikoujyo.net/index.html>

お近くの税務署で、申告までの間に相談窓口を設けてありますのでぜひ利用してください。

